

第13回



<入場無料>

仙台筋弛緩剤えん罪事件 愛知守る会総会

2025年9月20日(土)

14:00~16:10

労働会館本館

第3会議室

(「金山総合駅」から徒歩10分)



小林修 弁護士

■記念講演■

「再審制度の現状と展望 冤罪事件の早期解決を」

小林 修 弁護士 (国民救援会東三河支部長、名張事件弁護団)

仙台・北陵クリニック事件は仙台高裁で2018年3月に実質審理のないままに請求棄却されました。審理という点では7年間無為な時間だけが経過したことになります。

改めて司法は再審の意義に立ち返るべきです。

みなさんのお力をお借りしてこの事件の「再審」を勝ち取れるよう第13回総会を開きます。

よろしくお願いいたします。



再審冤罪事件に立ちはだかる法の大きな壁。これを乗り越える大きな運動が、高まっています。

国会では議員立法での打開が進む中、法務省を含めた抵抗勢力の動きも、緊迫の度合いを強めています。

県内では55自治体中、30自治体(6月10日時点)で、再審法改正の意見書採択がおこなわれています。

今回は名張毒ぶどう酒事件、豊川幼児殺人事件、日野町事件、福井女子中学生殺人事件解決に尽力されている、小林修弁護士に、再審制度についてのお話を伺います。

無実の守さん救出へ、ぜひともお力をお貸しください。



主催：仙台筋弛緩剤えん罪事件愛知守る会

連絡先：国民救援会愛知県本部 気付 〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401 電話052-684-5825

守る会では事務局を募集しています。お気軽にお尋ねください。

救 援 新 聞
〔1958年6月10日〕
第三種郵便物認可